

地方消費者行政強化交付金

平成30年度予算額
24億円

概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体を支援する。
- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるよう消費生活センターの機能の維持・充実を図る。
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援する。

地方消費者行政強化事業(補助率: 1/2)

- 国として取り組むべき重要消費者政策
 - SDGsへの対応
 - 若年者への消費者教育の推進
 - 訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
 - 地方公共団体における法執行の強化
 - 風評被害防止のための取組 等
- 国の政策推進等への対応
 - ギャンブル等依存症対策
 - AV出演強要問題
 - 成年年齢の引下げ
 - 軽減税率の導入 等

地方公共団体
への支援

(国として取り組むべき重要消費者政策への取組)

- 地方公共団体における国として取り組むべき重要な消費者政策の推進。

- ⇒ 中期的・計画的な取組を支援
 - ・複数年(3年程度)の取組
 - ・PDCAサイクルによる進捗管理

(消費生活センターの機能の維持・充実)

- 消費生活センターにおける国の政策推進等への対応力を強化

- 国が指定する研修への参加

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額※)

※: 毎年度の交付金の支出限度額は、各都道府県(管内市町村を含む)の消費者行政予算の総額の2分の1まで(被災4県及び熊本県は3分の2まで)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。
- 被災4県及び熊本県においては、特例的に平成30年度の新規事業の立ち上げを支援。